

降雨及び強風等による労働災害防止の徹底について

令和2年7月豪雨により、九州地方をはじめ各地で記録的な大雨に見舞われ、土砂災害、浸水害等が発生し国民生活に甚大な被害が生じております。また、令和元年9～10月の台風15号、19号により県内では、高波による浸水、足場の倒壊、クレーンの逸走倒壊などの多大な被害が発生しています。

日頃から大雨や強風等に対する防災対策を検討し、労働者の安全確保とともに、被害があったときの復旧工事においては細心の注意を払うようお願いいたします。

労働安全衛生法では、強風、大雨、大雪等の悪天候時に作業の中止や労働者に従事させてはならない作業が以下のとおり定められていますので、その徹底を図ってください。

さらに復旧工事にあっては、次頁以降の対策を参考に災害防止対策を確立してください。

強風とは10分間の平均風速が毎秒10m以上の風、大雨とは1回の降雨量が50mm以上の降雨、大雪とは1回の降雪量が25cm以上の積雪をいい、実際にこれらの悪天候となった場合のほか、気象注意報等が発せられ、悪天候となることが予想される場合を含みます。

強風、大雨、大雪等の悪天候のため危険が予想されるときに 作業中止等をしなければならない作業	関係条文
○ 高さが2m以上の箇所で行う作業	安衛則522条
○ つり足場、張出し足場又は高さが2m以上の構造の足場の組立て、解体、変更の作業	安衛則564条
○ 型わく支保工の組立て又は解体の作業	安衛則245条
○ 作業構台の組立て、解体又は変更の作業	安衛則575条の7
○ 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5m以上であるものに限る)の組立て、解体又は変更の作業	安衛則517条の3
○ 橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る)の架設、解体又は変更の作業	安衛則517条の7
○ 軒高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業	安衛則517条の11
○ コンクリート造の工作物(その高さが5m以上であるものに限る)の解体又は破壊の作業	安衛則517条の15
○ 橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの(その高さが5m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る)の架設、解体又は変更の作業	安衛則517条の21
○ 解体用機械を用いた作業	安衛則171条の6
○ 建設工事でジャッキ式つり上げ機械を用いた荷のつり上げ、つり下げ等の作業	安衛則194条の6

【次頁に続く】

強風、大雨、大雪等の悪天候のため危険が予想されるときに作業中止等をしなければならない作業	関係条文
○ クレーンの組立て又は解体の作業	クレーン則33条
○ 移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業	クレーン則75条の2
○ デリックの組立て又は解体の作業	クレーン則118条
○ 屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業	クレーン則153条
○ 建設用リフトの組立て又は解体の作業	クレーン則191条
○ ゴンドラを使用する作業	ゴンドラ則19条

強風のため危険が予想されるときに作業中止をしなければならない作業	関係条文
○ クレーンに係る作業（併せてジブ固定等の損壊防止措置を講じること）	クレーン則31条の2
○ 移動式クレーンに係る作業（併せて転倒防止措置を講じること）	クレーン則74条の3
○ デリックに係る作業	クレーン則116条の2

暴風時に措置を講ずる必要がある特定機械等	関係条文
○ 瞬間風速が毎秒30mをこえる風が吹くおそれのあるときは、屋外に設置されている走行クレーンに逸走防止装置を作用させる等の逸走防止措置	クレーン則31条
○ 瞬間風速が毎秒30mをこえる風が吹くおそれのあるときは、屋外に設置されているデリックに、ブームをマスト又は地上の固定物に固縛する等のブームの動搖によるデリックの破損防止措置	クレーン則116条
○ 瞬間風速が毎秒35mをこえる風が吹くおそれのあるときは、屋外に設置されているエレベーターに控えの数を増す等の倒壊防止	クレーン則152条
○ 瞬間風速が毎秒35mをこえる風が吹くおそれのあるときは、建設用リフト(地下に設置しているものを除く)に控えの数を増す等の倒壊防止措置	クレーン則189条

土砂崩壊災害防止対策	関係条文
○ 地山の掘削を伴う工事(河川の堤防の補修等の工事を含む)の施工は、大雨の影響により地山に緩みが生じている可能性に十分に留意の上、作業箇所及びその周辺の地山の形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等を十分に調査し、調査結果を踏まえた作業計画を定める。	安衛則355条
○ 掘削作業は点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山を通常より頻度を高めて点検し、地山の異常を早期に発見に努める。必要により地山の状況を監視者を配置。	安衛則358条
○ 土砂崩壊のおそれのある場合、立入禁止、土止め支保工を設ける等の措置を講じる。	安衛則361条
○ 日常点検、変状時の点検を確実に行い、斜面の変状に進行があった場合は、施工者、発注者等は、安全性検討関係者会議を開催し、対策を検討。 【斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン】	
○ 復旧工事で、地山掘削を伴わない工事でも、斜面近傍で工事をする場合、上記の措置の準じた事前調査及び点検、土砂崩壊防止の措置の徹底。	

土石流災害防止対策

関係条文

- 土石流危険河川の工事施工は、作業場所から上流の河川の形状、その周辺における崩壊地の状況等を十分に調査。豪雨前から着工している工事についても、必要に応じ改めて調査。
- 土石流の早期把握等のための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させる作業中止降雨量基準等を、必要に応じ見直し。降雨量が警戒降雨量基準に達していないなくても、危険が予想される場合には、作業場所から上流の状況を監視する等の措置。
- 警報用設備及び避難用設備の点検を実施、警報及び避難の方法等を労働者に十分周知。

安衛則575条の9

安衛則575条の14
安衛則575条の15

がれき処理作業における安全確保及び石綿粉じん等のばく露防止対策

- 円滑な災害復旧の観点から短期間での作業が求められるが、労働災害防止のため、当日の作業内容、安全上の注意事項等について作業開始前のミーティング等を綿密に実施。
- ヘルメットや安全靴、丈夫な手袋など適切な保護具を着用。安全靴は、底の厚い靴、踏み抜き防止中敷きを使用。
- 適切な呼吸用保護具の着用等、石綿粉じんその他の粉じんを吸入することを防止するための措置を徹底。建築物のがれき処理作業や解体作業等の際には、事前に石綿の有無の確認等を徹底。

車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保

関係条文

- 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全を確保するため、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底。
- 災害復旧工事においては、特に、車両系建設機械を使用した作業と人力による作業が輻輳して行われることが想定され、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、立入りを禁止する措置を講ずる、又は誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させることにより、車両系建設機械相互又は車両系建設機械と作業員との接触防止を徹底。
- 不安定な作業場所において車両系建設機械を使用して作業を行うこととなるため、運行経路の路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下の防止、必要な幅員の保持等により、車両系建設機械の転倒防止対策の徹底。
- 車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。

安衛則155条

安衛則158条

安衛則157条

安衛法61条

その他の事項

- 工事に伴う作業中に窮屈した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等を労働者に十分周知。
- 時期によっては、熱中症対策を講じる必要があることから、水分及び塩分の適時摂取、休憩場所や休憩時間の設定をするよう労働者に呼び掛ける。
- 倒壊のおそれのある家屋等の建築物に不用意に接近しないようにする。
- 建物の被害状況調査のため、屋根上に上がるときには、墜落防止措置を徹底するとともに、スレート、木毛板、塩化ビニール板等の屋根に上がる際には、幅30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる危険を防止。

STOP ! 热中症 キャンペーン

令和3年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 热中症予防対策の徹底を図ろう —

● 実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約1,000人が4日以上仕事を休んでいます。

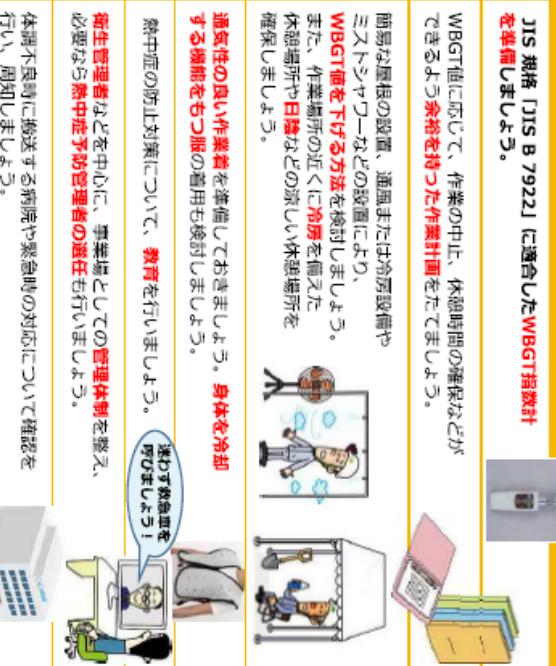
夏季を中心に「STOP ! 热中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での热中症予防に取り組みましょう！

- 事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。
- 確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう！
- 準備期間（4月1日～4月30日）
 - WBGT値の把握の準備
 - 作業計画の策定など
 - 設備対策・休憩場所の確保の検討
 - WBGT値の把握の準備
 - 作業計画の策定など
 - 設備対策・休憩場所の確保の検討
 - WBGT値を下げるための設備の設置
 - 休憩場所の整備
 - 通気性の良い服装など
 - 作業時間の短縮
 - 熱への順化
 - 水分・塩分の摂取
 - フレクリーニング
 - 健康診断結果に基づく措置
 - 日常の健康管理など
 - 労働者の健康状態の確認
- 準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。
- 重点取組期間（7月1日～7月31日）
 - WBGT値を下げるための設備の設置
 - 休憩場所の整備
 - 通気性の良い服装など
 - 作業時間の短縮
 - 熱への順化
 - 水分・塩分の摂取
 - フレクリーニング
 - 健康診断結果に基づく措置
 - 日常の健康管理など
 - 労働者の健康状態の確認

準備期間

4月 5月 6月 7月 8月 9月
5/1 → キャンペーン期間 → 9/30

■ 重点取組期間



キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

□ WBGT値の把握

JIS規格に適合したWBGT指數計でWBGT値を測りましょう。

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

- WBGT値を下げるための設備の設置
- 休憩場所の整備
- 通気性の良い服装など
- 作業時間の短縮
- 熱への順化
- 水分・塩分の摂取
- フレクリーニング
- 健康診断結果に基づく措置
- 日常の健康管理など
- 労働者の健康状態の確認

WBGT指數計の例

● 準備期間中に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。休憩場所には氷、冷たいおしまり、シャワー等や飲料水、塩漬なども設置しましょう。準備期間中に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。

- 準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。
- 重点取組期間（7月1日～7月31日）
 - WBGT値を下げるための設備の設置
 - 休憩場所の整備
 - 通気性の良い服装など
 - 作業時間の短縮
 - 熱への順化
 - 水分・塩分の摂取
 - フレクリーニング
 - 健康診断結果に基づく措置
 - 日常の健康管理など
 - 労働者の健康状態の確認

■ 準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

■ 重点取組期間（7月1日～7月31日）

- WBGT値を下げるための設備の設置
- 休憩場所の整備
- 通気性の良い服装など
- 作業時間の短縮
- 熱への順化
- 水分・塩分の摂取
- フレクリーニング
- 健康診断結果に基づく措置
- 日常の健康管理など
- 労働者の健康状態の確認

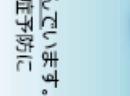
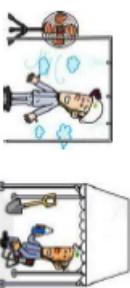
■ 確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう！

■ 準備期間（4月1日～4月30日）

■ WBGT値を下げるための設備の設置

■ 作業計画の策定など

■ 設備対策・休憩場所の確保の検討



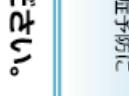
STEP
3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡回などにより、次の事項を確認しましょう。

異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか



■ 热中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡回などにより、次の事項を確認しましょう。

■ 热中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡回などにより、次の事項を確認しましょう。